

第4章 地域福祉推進のための施策の方向

基本目標を進めるにあたり、基本施策の中から重点的な施策を選び、施策名の後に【重点的施策】と表示しています。

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

地域福祉を進めることは、地域づくり、そして人づくりともいえます。一人ひとりが地域の一員としての自覚を持ち、福祉の心や地域を思う心を育む活動を推進します。またボランティア団体・NPOが活動しやすい環境をつくり、多様な主体による支え合い体制の充実を図ります。

基本施策① 福祉教育の推進

<現状と課題>

少子化により、これからの地域福祉を担う人材の確保が大きな課題となっています。また、核家族化の進行により、子どもたちが多様な世代と触れ合う機会が減少しつつあります。福祉への関心を高めるには、教育機関等での学びや体験が不可欠であり、その機会を確保していく必要があります。

<施策の推進方向>

子どもたちの福祉の心を育むため、保育所や幼稚園、学校の取組として、障がい者や高齢者との体験学習や交流事業を実施します。増加する認知症については、積極的に学ぶ機会を創出し、理解を促進することにより、世代を超えてサポートする人材の養成を目指します。

また、社会福祉協議会と連携し、地域が主体となって行う福祉活動の促進や周知に努めます。

<それぞれの役割>

行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆保育所や幼稚園、学校で障がい者や高齢者との交流を促進し、地域の特色を生かした事業を実施します。 ◆児童・生徒に対して、認知症高齢者への接し方講座を開催します。
----	---

	◆広報やホームページを通じ、福祉活動への積極的な参加を呼びかけます。
個人・家庭	◆思いやりや自主性、責任感などを育む家庭の機能を充実します。 ◆認知症は病気であることを理解し、温かい目で見守ります。 ◆さまざまな障がいについて理解し、気軽に手助けをします。
民間団体等	◆児童・生徒を対象とした認知症講座、障がいを疑似体験するキャップハンディ体験講座などを積極的に利用します（教育関係機関等、地域コミュニティ）。 ◆地域住民、PTA、こども会等が連携をし、交流を通じて自立心や社会性を培う場をつくります（教育関係機関等、地域コミュニティ）。 ◆福祉教育の場としての役割を果たします（事業者）。 ◆福祉教育に関する事業を推進します（社会福祉協議会）。 ◆世代間交流を推進します（教育関係機関等、地域コミュニティ）。

<成果を確認する項目>

指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2023年度)
孫世代のための認知症講座を実施した学校の数	4校	4校
保育所地域活動事業を実施した保育園の数	12園	全園

基本施策② 地域福祉を担う人材の育成・活用【重点的施策】

<現状と課題>

支援のニーズは高まっていますが、地域の担い手の確保が追いついておらず、結果的に支援の役割が一部の住民に固定化され、負担が重くなる傾向にあります。また、支援を提供する人に対して行政や専門機関がサポートする仕組みが一層必要とされています。意欲のある高齢者の活躍の場を整えるなど、地域福祉を担う人材を開拓する工夫が求められています。

<施策の推進方向>

ボランティア活動に興味のある人が気軽に参加できるよう、適切な情報を提供します。また、受け手と支え手に分かれるのではなく、住民が自らの知識や経験を活かして活躍できるよう、各種ボランティア養成講座等を通じ人材の育成に努めるとともに、継続的に活動できるよう受講者のスキルアップを支援します。

認知症や自殺、がんなどの基礎知識について理解を促進し、お互いを尊重しながら、誰もが当事者として地域の中でお互いに支え合える環境づくりを進め、公的サービスの狭間で日常生活の支援を受けにくい人に対し、希望に応じてインフォーマルな支援^{11*}を提供できる体制を構築していきます。

民生委員・児童委員や福祉協力員をはじめとする地域福祉を担うリーダーを支援しながら、住民相互の支え合い活動の展開と、地域に存在する新たな人材の開拓に努めます。

<それぞれの役割>

行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉協議会が設置するボランティア活動センターの事業を支援し、誰もがボランティア活動に参加しやすい環境を整備するとともに、市内のボランティア情報を一元化し、マッチングを図ります。 ◆介護予防ボランティア養成講座を開催し、高齢者に対する介護予防活動を展開したり、日常生活を支援する市民を養成します。 ◆認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人や家族の応援者と
----	--

¹¹ インフォーマルサービス 家族、親族、地域住民、民間事業者等による制度上にはない支援のことです。それに対し保健、医療、福祉などの制度上のサービスのことをフォーマルサービスと呼びます。

	<p>して、また認知症予防の普及啓発にも活躍できる市民を養成します。</p> <p>◆地域や事業所において自殺防止の意識を高め、自殺予防のためのゲートキーパー^{12*}を養成します。悩んでいる人への声かけや、相談機関への誘導を推進します。</p> <p>◆がん患者への生活支援や話し相手になる緩和ケアボランティア^{13*}を育成します。</p> <p>◆高齢者等が社会参加することにより、介護予防・健康づくりにつながる介護ボランティア等ポイント制度の仕組みづくりを進めます。</p>
個人・家庭	<p>◆地域の活動や、ボランティア活動に積極的に参加します。</p> <p>◆認知症サポーターやゲートキーパー、ボランティア養成等の講座を受講し、住民相互の支援に主体的に参加します。</p>
民間団体等	<p>◆認知症サポーターやゲートキーパー、ボランティア養成等の講座の受講を推進し、支援活動へ参加します（事業者、地域コミュニティ）。</p> <p>◆認知症サポーターやゲートキーパーの普及啓発に努めます（事業者、地域コミュニティ）。</p> <p>◆ボランティア活動センターの機能強化に努めます（社会福祉協議会）。</p> <p>◆各講座を受講した住民が支え合い、訪問介護、通所介護、インフォーマルなサービスを展開します。（地域コミュニティ）</p> <p>◆各講座を受講した住民と連携して見守り等を充実させます。（地域コミュニティ、民生委員等、社会福祉協議会）</p>

<成果を確認する項目>

指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2023年度)
ボランティア活動センターに登録し活動した人数	141人	250人
ご近所お助けサポーター養成講座の受講者数	96人	100人
認知症サポーター養成講座の受講者数 (2007年度からの累計)	7,209人	12,000人
ゲートキーパー養成講座受講者数 (2010年度からの累計)	1,050人	1,500人

¹² ゲートキーパー 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を営ることができる人です。

¹³ 緩和ケアボランティア 話し相手や庭の手入れ、買い物などの活動を通じてがんで在宅療養している方の生活を支援します。

基本施策③ ボランティア活動を行う団体の育成・支援

<現状と課題>

市民アンケート調査によると、意欲がありながらボランティア活動に参加していないと答えた人が半数近くに上ります。企業による社会貢献活動など、ボランティア活動のきっかけは多彩であり、意欲を持った人が実際に活動できるように参加のハードルを下げる取組が必要です。

また、インフォーマルサービスへのニーズは多様化、複雑化しており、提供される支援との適切なマッチングが求められています。

<施策の推進方向>

市民の主体的活動を促進するため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体・NPOの活動内容を紹介するなど活動しやすい環境をつくります。

また、市民活動情報センター^{14*}において、新たな活動団体の立ち上げ支援と、その活動の活性化に向けた支援を行います。

<それぞれの役割>

行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の多様なニーズに対応した老人クラブ活動を促進するとともに、地域福祉の担い手団体として育成します。 ◆がん患者支援団体の活動支援、緩和ケアボランティアの活動支援及びがん患者への派遣調整を行います。 ◆ボランティア団体、NPO、民間企業のマネジメント力とネットワーク力を強化し、団体と利用者のニーズとのマッチング数の増加を図ります。
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティア団体、NPOの活動や民間企業の社会貢献活動に参加します。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉活動を目的とする団体を立ち上げ、多様な主体によるインフォーマルサービスを実施します（地域コミュニティ、事業者）。 ◆福祉活動団体を支援し、地域福祉の担い手として連携します（地域コミュニティ、社会福祉協議会）。 ◆社会貢献活動に積極的に取り組みます（事業者）。 ◆高齢者を支える担い手の必要性を市民に周知・啓発します（地域コミュニティ、社会福祉協議会）。

¹⁴ 市民活動情報センター 市民活動を行う団体と行政の市民活動や協働に関する情報を結びつける活動をしています。

	◆関係機関との情報共有、連携を図ります（社会福祉協議会）。
--	-------------------------------

<成果を確認する項目>

指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2023年度)
市民活動情報センターへの ボランティア団体・NPOの相談件数	176件	176件
市民活動情報センターの協働事業マッチング件数	20件	30件

基本施策④ 市民参加の取組と福祉意識の向上

<現状と課題>

福祉にかかわる事業は多数存在しますが、市民への認知度が十分ではなく周知が課題となっています。また、福祉に対する意識の向上のため、イベントや地域福祉の活動を通じて地域の高齢者や障がい者と交流し、相互に理解を深めることが必要とされています。

<施策の推進方向>

必要な情報の発信とともに、市民が福祉活動について気軽に体験したり学んだりできる環境を整えます。敬老会やボランティア活動などの地域行事をきっかけに、住民が福祉活動に携わる機会を設け、高齢者や障がい者との交流を促進します。

また、地域福祉や地域福祉計画の内容について周知し、市民の福祉意識の向上を図ります。

<それぞれの役割>

行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいを疑似体験するキャップハンディ体験や、障がいについて学ぶ講座を実施することにより、障がいを理解する取組を推進します。 ◆障がい者団体と連携・協力し、障がい者福祉展や、障がい者スポーツ大会に一般市民の参加を呼びかけます。 ◆関係団体等が実施している地域福祉活動の内容等を、広報紙等に掲載するなど、社会福祉協議会と連携して広く地域福祉についての情報を発信します。 ◆敬老会への支援など、地域行事による高齢者と地域住民との交流を促進します。 ◆認知症ケアパス「北上市認知症安心ガイド」（認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか、実態に応じた支援の仕組みについて説明するパンフレット）を改訂し配布するとともに、認知症カフェの開催を通じて認知症の周知・啓発を行います。 ◆各種機会を通じて、自殺や自殺予防についての正しい知識の普及啓発を行います。
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域行事の担い手となり、住民と交流します。 ◆キャップハンディ体験などの講座を受講するほか、自らも地域など

	<p>で普及啓発を行います。</p> <p>◆お互い様の意識で、気軽にボランティア活動を実践します。</p> <p>◆自殺やその予防、心の健康問題などに関する正しい知識を持ちます。</p>
民間団体等	<p>◆キャップハンディ体験などの講座を利用し、普及啓発を行います（地域コミュニティ）。</p> <p>◆地域福祉の意識啓発活動を促進します（地域コミュニティ、社会福祉協議会）。</p> <p>◆敬老会への支援を継続します（社会福祉協議会）。</p> <p>◆広報紙により、地域福祉についての周知啓発を継続します（社会福祉協議会）。</p> <p>◆地域行事において、高齢者や障がい者と地域住民との交流を促進します（地域コミュニティ）。</p> <p>◆多様な機会を通じて、いのちの大切さや、SOSの出し方を学ぶ機会や自己肯定感を育む機会をつくります（教育関係機関等）。</p>

<成果を確認する項目>

指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2023年度)
出前講座による障がい者理解講座開催回数(累計)	8回	32回
地域福祉に関する情報の周知協力回数 (福祉だより配布回数)	9回	10回

基本目標2 地域福祉を支えるネットワークづくり

地域にある様々な社会資源と連携・協力して高齢者、障がい者、児童等を見守る体制を構築するとともに、地域課題を早期発見できる仕組みづくりを推進します。また、在宅福祉を支える福祉関係者の連携を推進し、誰もがいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる環境の整備を進めます。

基本施策⑤ 地域住民の支え合い体制の拡充

<現状と課題>

単身の高齢者世帯が増え、障がい者の生活の場が施設や病院から地域に移行し、また、虐待や自殺が社会問題となっている現在、見守りの対象となる世帯が増加していますが、見守りの支援をする人が不足し、支援ができない場合があります。

一方で、公共サービス事業者や民間事業者等との協定による見守り体制が構築され、実際の活動も始まっています。また、市民アンケート調査において半数以上の方が、身近で困っている人がいた場合は、見守りや声掛けができると回答していることから、これらの方々や地域の福祉関係者、事業者など様々な社会資源を活用した、地域を支えあう支援の輪を広げる仕組みづくりを行う必要があります。

<施策の推進方向>

社会福祉協議会で実施しているふれあいのまちづくり事業や地域住民グループ支援事業^{15*}による高齢者、障がい者等の見守り活動を推進し、見守り活動の中で、困りごとの相談相手になったり、関係機関への連絡ができるような体制づくりに取り組みます。

また、現在行われている事業所等による見守りの対象となる世帯の見守り通報支援体制を充実させていきます。

¹⁵ ふれあいのまちづくり事業・地域住民グループ支援事業 ふれあいのまちづくり事業は65歳未満の障がい者等、地域住民グループ支援事業は65歳以上の高齢者を対象に、見守り等の援助が必要な人を近隣住民がネットワークを作って支援する事業です。事業の内容は、日常の見守りや訪問、家事支援や除草等を行う小地域ネットワーク事業、除雪事業、整髪のサービスを無料で受けられるホームサロン事業です。援助が必要なひとり暮らし高齢者等が増加し、この事業の重要性が増しています。

<それぞれの役割>

行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆水道、電気、ガス、電話などの公共サービス事業者や民間事業者等による見守り支援を充実させます。 ◆社会福祉協議会が実施しているふれあいのまちづくり事業、地域住民グループ支援事業における小地域ネットワーク事業による高齢者、障がい者等が地域で見守られる体制整備を支援します。 ◆社会福祉協議会が地域福祉推進の地区ごとの拠点としている市内14支部の運営を支援します。
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ◆日頃から声掛けを実施し、ちょっとした異変に気づき、関係機関に通報します。 ◆積極的に地域活動に参加し、住民同士の交流を深めます。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域内の人材（ゲートキーパー講習受講者や認知症サポーター養成講座の受講者等）に協力を呼びかけます（地域コミュニティ）。 ◆世代間交流や地域コミュニティを醸成する事業、高齢者が閉じこもりきりにならないようなきっかけづくりとなる事業を実施します（地域コミュニティ、社会福祉協議会）。 ◆日頃からの声掛けを推進し、ちょっとした異変に気づき、関係機関に通報します（地域コミュニティ、PTA、民生委員等、事業者）。 ◆ふれあいのまちづくり事業や地域住民グループ支援事業を通じ、地域内の支援者同士のネットワークの構築を推進します（社会福祉協議会）。 ◆東日本大震災で被災し市内に避難している方々に対し、見守り支援等を通じて、主体的な地域コミュニティへの参画を促進します（社会福祉協議会）。

<成果を確認する項目>

指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2023年度)
高齢者の見守り活動に協力する民間事業者等の数	26事業者	30 事業所
小地域ネットワーク事業の認知度 (アンケート調査による理解している人の割合)	20% (2018年度)	35%

基本施策⑥ 地域づくり活動の支援

<現状と課題>

地域福祉を推進するためには、地域づくりを行うリーダーを中心にした、地域住民の主体的な活動が必要ですが、地域づくり活動の担い手は不足し、新たな人材の育成が必要とされています。

また、地域のことをよく知っているのは、他ならない地域住民ですが、住民同士で地域の福祉的課題について、話し合う機会はあまり多くありません。

<施策の推進方向>

地域コミュニティが、それぞれに育ててきた地域の個性や資源を活かしながら実施している地域づくりの実践活動を支援し、地域住民の主体的な活動とふれあいを促進します。併せて、様々な世代が抱える地域課題を掘り起し、インフォーマルサービスを開拓する地域コミュニティの活動を促進します。

また、各種団体が連携して課題の解決に向けて参画する仕組みや、地域間の情報共有、事業実践での連携体制の構築、地域全体で実践する仕組みづくりに取り組みます。

<それぞれの役割>

行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域づくり組織の福祉課題の掘り起こしを支援し、その解決のために長期的な地域づくり組織の指針となる「地域計画」に盛り込むよう働きかけます。加えて、盛り込まれたあとは継続して課題解決のための支援を行います。 ◆地域づくりに関する知識と行動力を身につけ、地域の宝、地域に対する誇り、愛着を大切にし、地域づくり活動をリードしていく人材の育成を進めます。また、市民の主体的な活動を促進するため、ボランティアやNPOの育成・活動支援に努めます。 ◆高齢者の「健康な体づくり」の柱となる取組として、「いきいき百歳体操」を実施し、市や地域包括支援センターがサポートしながら、住民主体のグループによる自立した実施に向けた活動を推進します。 ◆地域での健康づくりに取組むためのパイプ役となる食生活改善推進員や保健推進員等の人材を育成していきます。
個人・家庭	◆地域資源を活かした活動、イベントなどに参加します。

民間団体等	<p>◆高齢者、障がい者、生活困窮者等を支える観点から、コミュニティソーシャルワーカー^{16*}や生活支援コーディネーター^{17*}を地域課題の掘り起こしに活用しインフォーマルサービスを開発します（地域コミュニティ、事業者、社会福祉協議会）。</p> <p>◆地域の団体と積極的に連携して、地域課題の解決に向けて支援します（社会福祉協議会）。</p> <p>◆介護予防に関する意識啓発を行政と連携して行います（地域コミュニティ、社会福祉協議会、民生委員等）。</p>
-------	---

<成果を確認する項目>

指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2023年度)
交流センター利用のうち 自治協・自治会が利用した件数	866 件	850 件
いきいき百歳体操実施箇所	50 箇所	150 箇所

¹⁶ コミュニティソーシャルワーカー（略称：CSW） 地域において支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助により地域の支え合いの仕組みづくり等を行う専門的知識を有するスタッフのこと。地域内の人間関係が希薄化等の進行により、必要性が高まっています。

¹⁷ 生活支援コーディネーター 高齢者の生活を支えるボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や、地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行うスタッフのことです。

基本施策⑦ 地域福祉の担い手の連携促進【重点的施策】

<現状と課題>

生活課題の多様化、複合化、必要な支援の複雑化により、これまでのような子育て、高齢・障がい者、生活困窮などの単独の機関による対応だけでは、解決が難しいケースが少なくありません。

そのため、分野横断的な複数の機関による連携をコーディネートする体制の構築が必要となっています。

<施策の推進方向>

自治会等地域関係者、PTA、民生委員等のほか、在宅福祉を支えるケアマネジャー、社会福祉協議会など多職種の福祉関係者が地域の福祉課題に関する情報を共有できるよう地域ケア会議の充実を図るとともに、地域課題別の専門部会を立ち上げ、個別の地域課題についての情報収集と対策検討の場を分化し、より専門的な対策検討を行えるように既存の会議体を再構築します。

また、地域の担い手や社会福祉法人、NPO、民間企業等の多様な主体と連携しながら、新たな住民主体の活動や生活支援活動の創出・発展を支援するために、地域の課題やニーズ、地域課題解決につながる資源を集めてコーディネートする活動の充実を図ります。

<それぞれの役割>

行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活圏域ごとに地域ケア会議を開催し、高齢者を取り巻く地域環境について多職種協働で話し合うことにより、地域課題の解決を促進します。 ◆地域ケア会議を個別ケースの検討を行う会議を始点として、地域包括支援センター単位で行うレベル(地域ケア個別会議)、地域課題・行政課題を市単位で行うレベルの地域ケア会議(地域ケア推進会議)で重層的に構成し、各レベルで解決できない課題、多く発生している課題は、より大きな単位で検討し、その結果をフィードバックすることで、課題解決のための新たな資源開発や政策形成につなげていく仕組みづくりを行います。 ◆社会福祉協議会と連携し、地域において支援を必要とする人の課題を地域内において解決するためコミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターの活動を支援します。
----	---

個人・家庭	◆地域課題を「我が事」として捉え、その解決に向けて、さまざまな関係者と協力し合います。
民間団体等	<p>◆地域ケア会議へ関係者が積極的に参加します(地域コミュニティ、事業者、民生委員等、教育関係機関等、社会福祉協議会)。</p> <p>◆地域課題の解決に向けて、協力し合います(地域コミュニティ、事業者、民生委員等、教育関係機関等、社会福祉協議会)。</p> <p>◆コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターを配置し、地域課題解決に努めます(社会福祉協議会)。</p> <p>◆コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターと協力し、地域課題解決に努めます(地域コミュニティ、民生委員等)。</p>

<成果を確認する項目>

指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2023年度)
地域ケア個別会議の開催回数	6回	20回
地域ケア推進会議の開催回数	—	2回

基本施策⑧ 地域福祉を推進するための基盤整備

<現状と課題>

地域福祉懇談会ではふれあいデイサービスの拡充など、高齢者の社会参加の重要性を求める意見が出されましたが、参加率は低下傾向にあります。

また、市民意識調査では、「子育て環境の充実」が重要度の1位となっており、施策に対して様々な意見要望が出されています。

地域福祉を推進するためには、高齢者、障がい者、子どもにとって暮らしやすく、また、地域福祉を担う人々が活動しやすい環境を整備する必要があります。

<施策の推進方向>

高齢者の生きがいづくりや引きこもり防止、介護予防を目的としたふれあいデイサービス事業を継続することや介護予防事業や日常生活の支援を地域住民やNPO等の多様な担い手が運営することにより、高齢者を全体で支える地域づくりを促進します。

障がい者については、地域で住みやすくするため、住まい・仕事・福祉サービスが充実するよう環境の整備を推進します。

子育て世代には、気軽に地域で育児の悩みが相談できる地域子育て支援センターをはじめとした地域の子育てを支援する事業の充実を図ります。

また、住民の身近な相談相手である民生委員等が活動しやすい環境を作り、民生委員等の活動内容について、社会福祉協議会と連携して周知を図ります。

<それぞれの役割>

行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆実施を委託している「ふれあいデイサービス事業」について、高齢者だけでなく、広い世代の参加を含め高齢者の社会参加を促進するとともに、地域づくりの場としての活用を検討します。 ◆障がい者相談支援事業を委託した指定相談支援事業所により、障がい者（児）が地域で暮らすための情報提供やサービス利用の調整等を総合的に提供し、地域で明らかになったニーズや問題点は自立支援協議会を中心に協議し、関係機関によるネットワークなど支援体制の構築及び社会資源の開発・改善を行います。 ◆乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援センター事業を推進します。 ◆市や社会福祉協議会が発行する広報紙に、民生委員等の活動内容を
----	---

	<p>掲載します。</p> <p>◆地域福祉を推進するための社会福祉協議会の活動を支援します。</p>
個人・家庭	<p>◆ふれあいデイサービスの運営に参画します。</p> <p>◆支え合い訪問介護、通所介護サービス等の担い手として活動します。</p> <p>◆民生委員等の活動内容を理解し、その活動に協力します。</p>
民間団体等	<p>◆ふれあいデイサービス事業等により使用する会場を提供します(地域コミュニティ)。</p> <p>◆支え合い訪問介護、通所介護サービス等を提供するグループを作ります(住民団体、NPO)。</p> <p>◆実施内容へのニーズ等課題を整理し、ふれあいデイサービス事業の充実を図ります(社会福祉協議会)。</p> <p>◆地域住民の身近で頼れる機関として活動します(社会福祉協議会)。</p> <p>◆福祉協力員を継続して配置します(社会福祉協議会)。</p> <p>◆広報紙による民生委員等の活動に関する周知を継続します(社会福祉協議会)。</p>

<成果を確認する項目>

指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2023年度)
生活支援サービス(サービスB) ^{18*} 実施個所	9団体	50団体
ふれあいデイサービスの参加率	28.0%	40.0%
共同生活援助(グループホーム)の利用者数(障がい)	87人	125人

¹⁸ 生活支援サービス(サービスB) 地域住民が主体となり、地域における普段の自治会活動や公民館活動、サロン活動などを派生させて、地域の高齢者が相互に支えあう活動や取組をいいます。

基本目標3 充実した福祉サービスの仕組みづくり

ライフスタイルの変化、価値観の多様化に対応し、インフォーマルサービスを含めた福祉サービスの充実を図ります。また、身近な課題を気軽に相談できる体制や必要な情報を容易に手に入れられる環境づくりをさらに進め、複合的な課題に対する包括的な支援体制を構築します。

基本施策⑨ 福祉サービスの情報提供・相談窓口の強化【重点的施策】

<現状と課題>

各種の問題に対応する相談窓口は整備されていますが、地域福祉懇談会では「相談しにくい」という声が聞かれました。地域福祉に関するアンケートでは、4割の人が身近な場所での出張相談が必要だと回答しており、身近な場所で気軽に相談できる窓口へのニーズが高まっています。

また、複合的な課題に対し複数の相談窓口の連携が図られていますが、情報を共有しワンストップでの対応を行う体制のさらなる充実が求められています。

<施策の推進方向>

既存の地域包括支援センター、障がい相談支援事業所や生活困窮者相談支援窓口、2020年度に新たに開設される「子育て世代包括支援センター」などの異なる相談窓口で、制度の狭間や見えにくい様々な課題に対してワンストップ的に相談が受けられるように、各種相談窓口が連携して対応する総合相談支援体制を構築します。

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者、また、子育てやひきこもり等の問題に対し、多機関、多職種の協働による包括的な相談支援体制の在り方について検討を進めます。

身近な場所での相談については、出張相談所の開設や相談機関のアウトリーチ活動の充実を図るほか、住民の身近な相談相手として活躍する民生委員等の資質の向上を図る事業や活動を促進します。

<それぞれの役割>

行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉に関する情報が対象者に迅速に届くよう、ホームページの適切な運営を行うほか、インターネット環境がない人が情報を入手できるよう、パンフレット等様々な手段による情報発信を実施します。 ◆地域包括支援センターの役割や機能について周知を図り、高齢者支援の拠点として利用の促進に取り組むとともに、高齢者や家族に分かりやすい相談支援を行います。
----	---

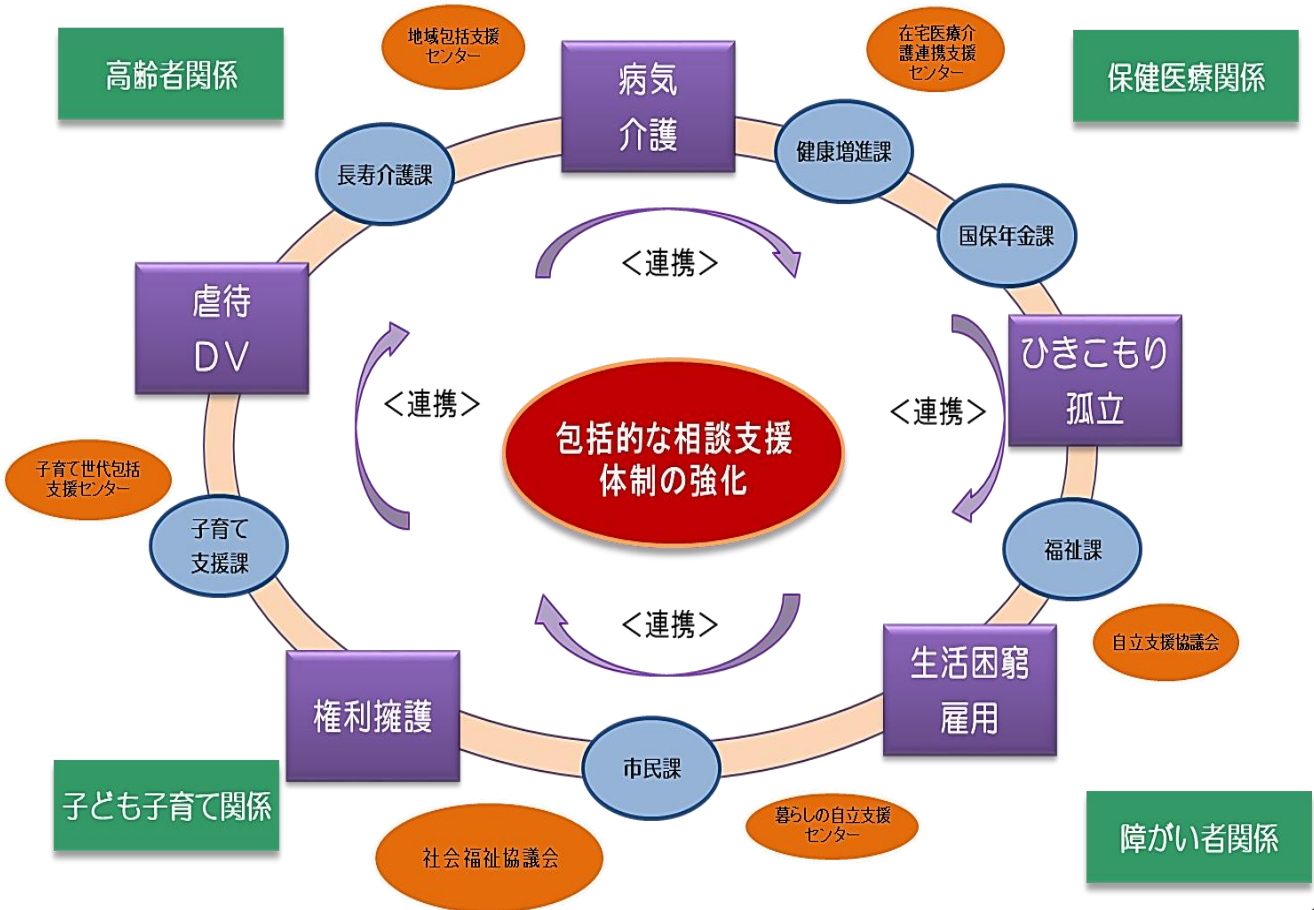
	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がい者の多様な相談に対応するために、ろうあ者等相談員、障がい者等相談員、保健師による医療・健康・福祉に関する市の相談窓口の充実努めるほか、指定相談支援事業所に障がい者（児）相談支援事業を委託し、障がい者（児）や介護者、保護者の身近な場所での相談や訪問などの方法によって、障がい者（児）が地域で暮らすための情報提供やサービス利用の調整等を総合的に提供していきます。 ◆妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」、子ども家庭支援全般に係る相談対応と総合調整を行う「子ども家庭総合支援拠点事業」について、2020年度からの実施に向けた取組を進めます。 ◆子育て支援コンシェルジュ^{19*}の設置により、子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行います。 ◆相談員の資質向上を図り、相談者にとって必要な情報の提供を行うとともに、相談者の状況に合わせたサービス等利用に向けた必要な援助を行います。 ◆相談窓口間の連携を強化するとともに、相談を受ける側の意識の醸成を図り、どの窓口でもワンストップ的な対応が行える体制づくりを検討します。 ◆相談支援包括化推進員（仮称）を設置します。
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ◆市や民生委員等、相談機関などへ、自らが抱えている生活課題を相談します。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ◆日頃から様々な地域行事に参加するなど、市民の身近な相談相手であることをPRします（民生委員等）。 ◆民生委員等、相談機関などへ支援の必要な方についての情報をつなぎます（地域コミュニティ、社会福祉協議会）。 ◆出張相談等の場所の提供など運営に協力します（地域コミュニティ）。 ◆市、関係機関の相談窓口との連携を促進します（社会福祉協議会）。 ◆身近な場所で相談できる体制を構築します（社会福祉協議会）。

¹⁹ 子育て支援コンシェルジュ 子育て家庭のニーズを把握し、保育施設や地域の保育サービス利用にあたっての情報提供や相談に対応する専門のスタッフです。

＜成果を確認する項目＞

指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2023年度)
地域包括支援センターを知っている人の割合 (第2号被保険者)	39.1%	60.0%
生活困窮者自立支援制度の認知度 (アンケート調査による理解している人の割合)	9% (2018年度)	20%
障がい者(児)相談支援事業による相談件数	5,243件	5,000件
相談支援包括化推進員(仮称)の配置数	—	1人

「総合相談・支援体制について」



◎それぞれの窓口がワンストップ的に対応し、多機関、多職種との連携や地域ケア会議等の活用により、解決に導く。

◎関係機関等の調整役の中心となる相談支援包括化推進員(仮称)を配置し、包括的・総合的な相談体制を構築する。

基本施策⑩ 多様で適切な福祉サービスの確保

＜現状と課題＞

生活困窮者の相談件数は年々増加しており、早期の把握や対応が求められています。ひきこもりなど、制度の狭間でこれまで対応が難しかった課題へ適切な支援が行える体制を構築することが必要です。子育て支援においても、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援の実施が必要です。

福祉サービスの提供にあたっては、住民の主体的な取組を支援し地域の資源の活用を促進することが必要です。

＜施策の推進方向＞

介護保険運営協議会や障がい者の地域生活移行を支える自立支援協議会などを中心にニーズ把握を行い、個別計画における公共サービスの質の向上や総合化の仕組みづくりに努めます。

生活困窮者等の自立の促進を図るため、早期かつ予防的な対応や包括的な支援体制の強化を進めます。

地域の状況に応じた必要なサービスの資源づくりに取り組むとともに、地域や住民が主体となる取組の実践に向けた支援を行い、住民間の互助による相互の取組について推進します。また、高齢者や障がい児者が同一の事業所でサービスを利用できる共生型サービス^{20*}の整備など、サービス提供体制の確保について、関係機関と協議を進めます。

＜それぞれの役割＞

行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立支援事業による生活困窮者の自立を支える相談支援体制の充実を図るとともに、障がい者やひきもりの方ですぐには一般就労が難しい方が働けるような中間的就労の取組^{21*}を進めます。 ◆子どもの健全育成を推進するとともに、貧困の連鎖の防止を目的に実施する、生活困窮世帯等に対する学習支援事業を社会福祉協議会と協力しながら充実させます。 ◆社会福祉事業者やNPO、地域コミュニティ等による新たなサービスの立ち上げを支援します。 ◆安心して妊娠・出産・育児期を過ごすことができるよう、適時適切
----	--

²⁰ 共生型サービス 「住み慣れた地域で自分らしい生活ができるように」との地域共生社会の考えのもと、高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするための仕組みです。

²¹ 中間的就労の取組 すぐには一般就労が難しい方が、本格的な就労に向けた準備段階として、一定の配慮と支援を受けながら、日常生活での自立や社会参加のために働くことができる就労の取組です。

	<p>な相談支援を行うことにより不安を解消するとともに、育児困難・虐待を予防することを目的とした、妊産婦乳幼児訪問相談事業を充実させます。</p> <p>◆子育てに不安や悩みを抱える親が気軽に集い、子供を遊ばせながら親同志が打ち解けることができる場を提供します。</p> <p>◆仕事などにより昼間保護者のいない小学校の児童の遊びを中心とした保育を行う放課後児童クラブを保護者等と協力し実施します。</p> <p>◆必要とされる介護サービスの受け皿として、介護人材の確保が求められており、補助金制度の活用促進により、市内の介護事業所への人材供給を充足させるよう努めます。</p>
個人・家庭	<p>◆子育て家庭や高齢者、障がい者の支援団体の活動に参加します。</p> <p>◆思いやりや自主性、責任感などを育む家庭の機能の充実を図り、地域との連携のもと家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めます。</p> <p>◆自らの抱える福祉ニーズについて福祉関係者に伝えます。</p>
民間団体等	<p>◆地域住民のニーズに応じたインフォーマルサービスを開拓し、実施します（地域コミュニティ、ボランティア団体・NPO、事業者）。</p> <p>◆子育て家庭や高齢者、障がい者支援の活動等を協働して実施します（地域コミュニティ、ボランティア団体・NPO、民生委員等、教育関係機関等、事業者）。</p> <p>◆自然とのふれあいや地域の伝統行事などへの参加を通じて、子どもが自然を大切に思う心や郷土を愛する心を育む環境、また、人と人のつながりの中で子育て中の親子を支える環境をつくります（地域コミュニティ）。</p> <p>◆市民のニーズに応じた、インフォーマルサービスを開拓、実施するほか、市への政策提言を行います（社会福祉協議会、事業者、民生委員等）。</p> <p>◆地域の生活困窮者の掘り起しを積極的に進め、支援する担い手の一員となります（社会福祉協議会）。</p> <p>◆コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域課題解決に努めます（社会福祉協議会）。</p> <p>◆コミュニティソーシャルワーカーと協力し、地域課題解決に努めます（地域コミュニティ、民生委員等）。</p> <p>◆いわゆるひきこもりの方等に対する居場所づくりや支援方法につ</p>

	<p>いて、関係機関と検討します（社会福祉協議会）。</p> <p>◆学習支援事業の実施にあわせて子ども食堂を実施します（社会福祉協議会）。</p> <p>◆生活に困窮している方に対して、フードバンク運営事業等、多様な支援を包括的に行います（社会福祉協議会）。</p>
--	--

<成果を確認する項目>

指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2023年度)
生活支援サービス（サービスB）実施個所(再掲)	9団体	50団体
共生型サービス事業所数	—	5カ所
子どもの学習支援事業の登録者数	—	50人

基本施策⑪ 権利擁護の推進【重点的施策】

<現状と課題>

成年後見制度²²*等を必要とする高齢者や障がい者は増加しており、制度の周知を行い、より利用しやすい環境の整備が求められています。

児童、高齢者、障がい者等に対する虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の相談件数は増加しており、日頃からの見守りや相談がますます重要になっています。また、緊急時には生命を守るために迅速に対応する必要があります。

<施策の推進方向>

権利を侵害されやすい認知症高齢者や障がい者等の権利を保護するための成年後見制度など権利擁護に関する事業の仕組みを周知し、その普及・啓発に取り組みます。

虐待事案を早期に発見するため、相談・通告について市民への周知を図るとともに、あらゆる方法により情報を収集し、保育施設や教育機関等の関係機関と協力し速やかに適切な対応ができる体制を整えます。

<それぞれの役割>

行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆成年後見制度等の周知を目的としたセミナーを開催し、権利擁護に関する情報発信を行います。 ◆児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応ができるよう児童相談所、警察、保健医療機関等で構成する北上市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携強化を図るほか、高齢者・障がい者についても適切な保護及び擁護者に対する支援を行うため、関係機関の連携強化を図り、速やかに対応できる体制を整備します。 ◆成年後見制度利用促進に向けた体制を整備します。 ◆成年後見制度利用促進計画の策定に取り組みます。 ◆権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ◆困っている人に様々な情報を提供したり、相談相手を紹介します。 ◆虐待を受けている子どもや権利を侵害されそうな高齢者・障がい者がいたら関係機関に通報します。
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ◆権利を侵害されそうな高齢者・障がい者についての情報を把握し、関係機関につなぎます（民生委員等、事業者）。 ◆高齢者・障がい者・児童の虐待やDV被害者の情報を把握し、関係

²² 成年後見制度 認知症などにより判断能力が不十分な方に対して、財産管理を行うとともに、必要な介護サービスの契約を本人に代わって行うなどの支援をする人を裁判所が選任する制度です。対象者の状況に合わせ「後見人」「保佐人」「補助人」の三種類があります。

	<p>機関につながります（民生委員等、事業者）。</p> <p>◆日常生活自立支援事業^{23*}で金銭管理が不安な市民を支援します（社会福祉協議会）。</p> <p>◆成年後見制度に係る相談体制の充実を図ります（社会福祉協議会）。</p>
--	--

<成果を確認する項目>

指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2023年度)
成年後見制度の認知数 (アンケート調査による理解している人の割合)	9% (2018年度)	20%
北上市要保護児童対策地域協議会 実務者会議開催回数	4回	4回

²³ 日常生活自立支援事業 高齢の方や障がいを持った方が安心して地域で生活を送れるように、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理などを行う事業です。

基本施策⑫ 保健・医療・福祉などの関連分野の連携

<現状と課題>

在宅医療介護連携支援センターが設置されましたが、医療と介護の一体的な提供のための資源の活用には課題があり、適切な手段を構築する必要があります。

高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮等の課題に対応するため、分野横断的な福祉サービスや、共生型サービスなど各分野が連携した多様な福祉サービスの整備が求められています。

また、障がい者の地域移行（障がい福祉施設入所者や長期入院者の地域生活への移行）の推進に向けて、行政、地域、医療機関や事業者等が連携した取組の強化が必要です。

<施策の推進方向>

施設中心の医療・介護から、可能な限り住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を送ることができるよう、北上市在宅医療介護連携支援センターを拠点とし、医療と介護を一体的に提供できる資源づくりに取り組みます。そのための第一歩としての「心づもり」（自分が現在から人生の最期に至るまで、どのような生き方をし、暮らし、活動するのかを考え、家族など大切な人と話し合い、共有すること）を普及・啓発し、住民が適切に医療・介護サービス等の選択を行える環境づくりを推進します。

認知症及び認知症予防について、地域住民の理解を促進し、認知症の早期発見・早期対応につなげます。

乳幼児虐待予防の観点から妊娠期からの切れ目のない支援を実施するため、周産期医療機関との連携強化を推進します。

障がい者の地域移行を推進するため、市、地域、医療機関、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者等関係者が協力して、支援体制を構築します。

<それぞれの役割>

行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆在宅での医療と介護サービスがチームを組み効果的、効率的に在宅療養者を支援できるよう、ケアラボなど多職種が連携するための研修の機会を提供します。 ◆在宅医療介護連携支援センターを拠点として、医療と介護が一体的に提供できる環境づくりに取り組みます。 ◆認知症初期集中支援チームによる認知症医療・介護の連携体制を強化します。 ◆認知症ケアパス「北上市認知症安心ガイド」を改訂し高齢者やその
----	---

	<p>家族に配布します。また、地域包括支援センターに配置されている認知症地域推進員が認知症の予防活動や各種相談に対応します。</p> <p>◆母子保健医療連絡会を継続するとともに、日常的に関わりが必要なケースについては、関係機関と情報を共有します。</p>
個人・家庭	<p>◆より良い在宅生活を送ることができる環境を、行政、医療及び介護事業者と一緒に考えていきます。</p>
民間団体等	<p>◆より良い在宅生活を送ることができる環境を、関係者が一緒に考えていきます（地域コミュニティ、民生委員等、事業者、社会福祉協議会）。</p> <p>◆認知症ケアパス「北上市認知症安心ガイド」の普及に協力します（事業者、民生委員等、社会福祉協議会）。</p>

<成果を確認する項目>

指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2023年度)
ケアラボ（多職種による事例検討会）参加人数	442人	600人

基本目標4 暮らしやすい地域環境づくり

年齢、性別、国籍に関わらず安全で快適に暮らすことができる生活の場としてのまちづくりを進め、一人ひとりが自分らしく社会に参加できる環境づくりを推進します。災害に備え、避難に支援が必要な人を地域で支援し、円滑に避難できる仕組みづくりを、自主防災組織や民生委員・児童委員等との連携により進めます。

基本施策⑬ 災害時の対策の強化【重点的施策】

<現状と課題>

災害時に配慮が必要な対象者は増加しており、避難支援のための人的資源が不足するおそれもあることから、地域での実情の把握を行うとともに、支援体制の整備を進める必要があります。より実効性のある避難支援体制を構築するため、日頃から一人ひとりの防災意識を高め、避難訓練等を適切に行うことが求められています。

<施策の推進方向>

障がい者や高齢者など、災害時に配慮が必要な方の避難を支援するためには、日常生活における隣近所の支え合いや社会福祉協議会が実施する小地域ネットワーク事業などとの連携が欠かせません。近隣住民、自主防災組織、民生委員等が連携し、日頃からの声かけや現状把握、災害時に備えた支援・協力体制の整備と、要配慮者を想定した防災訓練の実施など、地域の防災意識及び防災力を高める取組みを推進します。

また、避難後の対応として、障がい者や高齢者のうち、特に配慮の必要な人のために福祉避難所の体制を整備するとともに、災害時ボランティアセンターの設置・運営に向けた取組みを進めます。

<それぞれの役割>

行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難支援体制の構築に向け、講習会や説明会を開催し意識の向上に努めます。 ◆個別に作成する避難支援プランの作成を推進し、災害時の支援の協力体制の向上に努めます。 ◆福祉避難所は、福祉センターなど5カ所に加え、新たな施設の指定を推進します。 ◆ひとり暮らし高齢者等の自宅に、ふれあいホットラインとして緊急
----	--

	<p>通報ができる機器を設置します。</p> <p>◆緊急時に備えて医療、身寄りなどの情報をわかりやすい場所に置いておき、迅速に対応できる環境を整えます。</p> <p>◆ハザードマップの更新に合わせて、ハザードマップの使い方等の説明会を実施します。</p>
個人・家庭	<p>◆近隣に住む避難に配慮が必要な方に日頃から声かけや見守りを行い、いざというときの連絡先等の情報を確認しておきます。</p> <p>◆地域の方々との協力関係、支え合いに努めます。</p> <p>◆日ごろから自分自身でできる防災対策を講じ、防災訓練などに積極的に参加します。</p>
民間団体等	<p>◆自助・共助による避難支援体制の構築に努め、避難訓練を実施します（地域コミュニティ）。</p> <p>◆高齢者等の見守りネットワークを活用し、平常時からの見守り活動を強化します（社会福祉協議会）。</p> <p>◆緊急時に必要な情報を保管する医療情報キットの配布に協力します（福祉協力員等、社会福祉協議会）。</p> <p>◆災害時におけるボランティア受け入れ体制の整備を図ります（社会福祉協議会）。</p>

<成果を確認する項目>

指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2023年度)
避難行動要支援者支援登録における 地域支援者がいる人の割合	38.4%	100%
避難支援プランを作成した割合	—	50%
ハザードマップ説明会の実施数（累計）	—	30回
医療等情報キットの配布数（累計）	2,446個	3,400個

基本施策⑭ 住み慣れた地域での生活支援

<現状と課題>

自動車運転免許証を返納した後の生活の維持や、最寄りの駅やバス停までの交通手段の確保が課題となっています。ユニバーサルデザイン^{24*}の理念に基づいたまちづくりとともに、買い物や除排雪の支援を通じ誰もが住み慣れた地域で生活できるような支援が求められています。

<施策の推進方向>

多様性を尊重し、高齢者や障がい者のみならず個人や外国人などにも配慮した、ユニバーサルデザインの理念の普及啓発に努め、だれもが暮らしやすい地域づくりを支援します。路線バスの廃止などにより、移動が不便となった地域において、適正な規模の交通の導入に向けて地域や事業所等が取り組む事業を支援するほか、障がい者や高齢者への交通費の助成や、身体障がい者の自動車運転免許の取得などに便宜を図ります。

冬季の暮らしにくさを解消し、住み慣れた場所での生活を維持するため、地域で協力して行う除排雪事業の支援を行います。

<それぞれの役割>

行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域拠点と都市拠点を結ぶ拠点間交通を構築します。 ◆地域内交通の実施主体である地域に対し補助（上限150万円）を行います。 ◆医療機関や事業所が行う福祉有償運送の周知を図ります。 ◆事業所等が行う、障がい者や高齢者等の外出を援助する事業について制度を周知し、障がい者や高齢者等の社会参加の促進を図ります。 ◆一定の要件を満たす高齢者、障がい者に対して交通費の助成を行います。障がい者の自動車運転免許の取得や自動車の改造等に要する経費の一部を助成します。 ◆地域住民が行う除排雪に対する助成を行います。
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の交通計画づくりへ参加します。 ◆既存の公共交通を利用することを心がけ、地域の交通を維持、確保します。

²⁴ ユニバーサルデザイン 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無に関わらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることを言います。

	◆地域の除排雪に協力します。
民間団体等	◆需要に応じ福祉有償運送事業等を実施します（事業所、社会福祉協議会）。 ◆地域が主体となって、地域の実情に合った移動支援事業を実施します（地域コミュニティ）。 ◆近隣住民で協力して除排雪を行う体制を支援します（地域コミュニティ、社会福祉協議会）。 ◆買い物支援の体制づくりに取り組みます（社会福祉協議会）。

<成果を確認する項目>

指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2023年度)
地区の環境で公共交通が利用しやすいと思う 市民の割合（市民意識調査）	47.1% (2016年度)	70%